

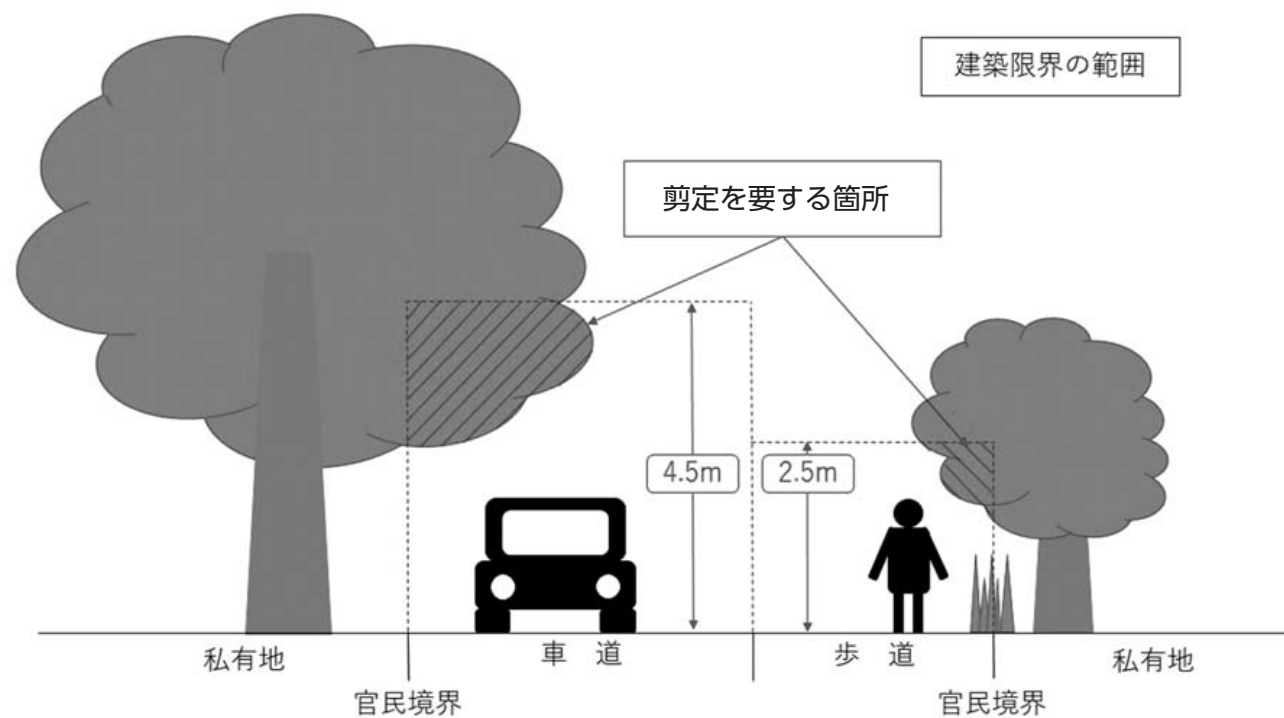
所有地から生える竹木等の管理のお願い

近年、個人所有地から道路等に張り出した枝木が、通行及び視界の妨げとなっており、危険であるといった通報が増えています。

個人所有地から生えている竹木や庭木はその土地の所有者に所有権があるため、道路等へ枝木が張り出している場合であっても、基本的には町で伐採する事ができません。

また、落枝や張り出した枝木に起因して事故等が起こった場合、所有者の方が責任を問われる場合があります。(※1：民法717条、 ※2：道路法第43条)

以上の事から、竹木の所有者においては適正な管理・伐採等をお願いします。



建築限界の範囲

建築限界とは、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木等が道路上に入ってはいけない空間のことです。車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木等が張り出していると建築限界を侵している可能性があります。

参 考

※1：民法第717条

- 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

※2：道路法第43条

何人も道路に関し、下に掲げる行為をしてはならない。

- みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。

【問合せ先】 町道について 茨城町道路建設課 ☎ 029-240-7115（直通）
県道について 茨城県水戸土木事務所 道路管理課
☎ 029-225-4061

定額減税補足給付金(不足額給付)について

不足額給付とは

令和6年度に、定額減税しきれないと見込まれた方に対して給付した定額減税補足給付金（調整給付）において、以下の「不足額給付1」または「不足額給付2」に記載の理由により、支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

不足額給付1

定額減税補足給付金（調整給付）の算定に際し、令和5年所得等を基に推計した令和6年分推計所得税額を用いたことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した結果、支給額に不足が生じた方に対して、不足額を支給（具体例）

- 令和5年所得に比べて、令和6年所得が減少したこと等により、
「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- 令和6年中に子どもが出生したこと等から、扶養親族が令和6年中に増えたことにより、所得税分の定額減税可能額が増加した方
- 当初調整給付の算定後に税額修正が生じたこと等により、令和6年度分個人住民税所得割が減少した方

不足額給付2

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

【以下の全ての要件を満たす方】

- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≡扶養親族等としても定額減税対象外）
- 令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外）
- 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

給付金の支給手続き

不足額給付1

支給対象者の方には、**支給確認書**を8月12日（火）以降に順次発送しますので、記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒に、同封されている返信用封筒でご返信ください。

※8月13日（水）から役場庁舎1階 税務課窓口でも受付します。

不足額給付2

上記の全ての要件を満たす方は、申請書に必要な書類を添えてご提出ください。

※町で支給対象者であることが確認できた方には、**申請書**を8月12日（火）以降に順次発送予定です。

町から申請書を送付できない場合でも、申請できる場合があります。

【必要書類】

（全ての方が提出するもの）

- 申請書、本人確認書類の写し、口座確認書類の写し
- 「令和6年分所得税の源泉徴収票」または「令和6年分所得税確定申告書」の写し
※令和6年分所得税額等がわかるもの

（青色事業専従者または事業専従者の方が提出するもの）

- 事業主の「令和6年分所得税確定申告書」の写しなど
※青色事業専従者・事業専従者であることが分かるもの

（令和6年1月2日以降に本町に転入された方のみ提出するもの）

- 令和6年1月1日時点でお住いの市町村が発行する「令和6年度個人住民税の納税通知書」の写し
または「令和6年度個人住民税の課税（非課税）証明書」
※申請者が令和6年度個人住民税所得割が課税されていないことが確認できるもの

支給確認書および申請書の提出期限は、10月31日(金)です。

町ホームページにも詳細を掲載していますので、あわせてご確認ください。

【問合せ先】 税務課 住民税グループ 調整給付金窓口 ☎ 029-212-5108（直通）